

第 2 8 回農業委員会総会議事録

平成 2 6 年 4 月 7 日（月）

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

－ 議 事 日 程 －

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

－ 本日の会議に付した事件 －

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第114号から第117号)
日程第4 議事(議案第115号から第117号)

－ 委員及び出欠委員の氏名 －

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名
委員の現在数 24名

出 席 委 員 (23人)

1 番	石庭 文男	2 番	山崎 良吉
3 番	熊西 忠治	4 番	土合 正夫
5 番	中井 敏男	6 番	山下 隆之
7 番	横山 實	8 番	石井 寿男
9 番	前花 敏子	10 番	山崎 秋夫
11 番	永森 薫	12 番	三島 博
13 番	大松 治雄	14 番	舟木 康眞
15 番	杉森 雅弘	16 番	山本 久雄
17 番	水元 睦雄	18 番	前田 進
19 番	向井 隆一	20 番	山谷 孝芳
21 番	田中 智浩	22 番	佐伯 洋作
24 番	永野 邦夫		

欠 席 委 員 (1人)

23 番 橋爪 秀夫

議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2

報告第 1 1 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について
報告第 1 1 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について
報告第 1 1 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について
報告第 1 1 7 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知等について

議案第 1 1 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 1 1 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 1 1 7 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	明神 栄	庶務係長	堀 修二
主 任	田中 良仁		

射水市農林水産課

農政係長	福井 有希夫	主 任	福井 健太
------	--------	-----	-------

会議の概要

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

明神事務局長

総会に入ります前に、4 月 1 日付けで事務局職員の異動がありましたので、職員の紹介をいたします。

まず、前任の谷川局長に代わりまして、「明神」でございます。

つづいて、市民病院より参りました庶務係長の「堀」でございます。

よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

新任の方々におかれましては、今後ともよろしくお願いいたします。

ただいまから、第 2 8 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

－ 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 －

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長にお

いて「12 番 三島委員」「13 番 大松委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

－ 会 期 の 決 定 －

議長（舟木会長）

それでは、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日 1 日とすることに決定します。
以上で日程第 2 を終わります。

－ 報 告 －

議長（舟木会長）

次に、日程第 3 報告事項に入ります。

－ （報告第 1 1 4 号の説明） －

議長（舟木会長）

それでは報告第 1 1 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の
受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了承をお願いします。

－ （報告第 1 1 5 号の説明） －

議長（舟木会長）

次に報告第 1 1 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の

受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)
議案書により説明。

議長(舟木会長)
以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)
質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— (報告第116号の説明) —

議長(舟木会長)
次に報告第116号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)
議案書により説明。

議長(舟木会長)
以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

熊西委員
2番の案件だが、この申請面積で7区画造成なの?(面積小さくない?)

事務局(堀)
これは、2番と3番の案件の面積に加え、すでに宅地になっている隣地を合わせて7区画造成することです。

熊西委員
わかりました。

議長（舟木会長）

そのほかに質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第 2 第 2 号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

－ （報告第 1 1 7 号の説明） －

議長（舟木会長）

次に報告第 1 1 7 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いします。以上で日程第 3 を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第 4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

－ （議案第 1 1 5 号説明・表決） －

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第 1 1 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の 7 ページをご覧ください。

今回は 6 件ございます。

【議案第 1 1 5 号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった 6 件のうち、
1 番は譲渡人経営規模縮小による所有権移転
2 番は譲渡人離農による所有権移転
3 番・4 番・5 番・6 番は農地交換を目的とする所有権移転です。
以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第 1 1 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可相当
と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。
よって、議案第 1 1 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを
許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

－ （議案第 1 1 6 号 説明・表決） －

議長（舟木会長）

次に、議案第 1 1 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に
ついて議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書 8 ページの議案第 1 1 6 号をご覧ください。
今月の農地法第 5 条の許可申請は 4 件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 1 1 6 号を議案書をもとに朗読】

- 1 番は農家分家住宅敷地とするための転用申請です。
- 2 番は農機具格納庫敷地とするための転用申請です。
- 3 番は農機具格納庫及び資材置場とするための転用申請です。
- 4 番は美容院敷地とするための転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1 番の件について山崎秋夫委員よりお願いします。

山崎秋夫委員

議案第 1 1 6 号の 1 番について説明します。
譲受人は〇〇地内で約〇反の農地を所有する農家の次男です。
現在は、両親と妻、子の 5 人で暮しております。
これまでは、子供も小さかったことから現在の住まいでも不自由は感じなかったそうですが、子供の成長とともに手狭になり、子供部屋も必要となってきたことから、家族で話し合った結果、両親の老後の面倒や農作業を手伝う際にも便の良い、自宅に隣接する父親所有の畑を転用して分家住宅を建てることにされました。今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2 番の件について杉森委員よりお願いします。

杉森委員

議案第 1 1 6 号の 2 番について説明します。
譲受人は〇〇地区を受益とする集落営農組合で、耕作面積は約〇〇ヘクタール、構成農家は〇〇戸で主に水稻や大豆、エダマメなどの園芸作物の作付も行っております。
現在はトラクターやコンバインなど多くの農業機械を所有されておりますが、これらを保管するための格納庫がなく、平成〇〇年の組合設立から現在に至るまで、自治会の倉庫や個人宅の納屋を借りて置かせてもらっている状況です。これでは作業効率が悪いというえ、今後も組合員に迷惑をかけ続けることになるため、組合で話し合った結果、集落北側に広がる農地を転用し営農組合の農機具格納庫を建てることになりました。今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

3番の件については、私、舟木が説明します。

舟木会長

議案第116号の3番について説明します。

譲受人は〇〇地内で造園業と農作業受託を主業とする法人です。

このほど、農作業受託部門の事業規模拡大に伴い、事業所に隣接する畑を転用し、農機具格納庫を建築することにされました。申請に先立って、登記簿や公図により現地を確認したところ、今回の申請地に隣接する、庭木の仮置き場が無断転用状態であることが判明いたしました。

このような状態は先代の頃から続いており、農地法に関する知識がなかったこととはいえ、申請者は十分に反省しており、今回始末書を添えて申請をされております。今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

4番の件について大松委員よりお願いします。

大松委員

議案第116号の4番について説明します。

譲受人は現在、市内に2店舗と〇〇市内に1店舗の合計3店舗の美容院を経営しております。

今回の申請では、〇〇市にある店舗が市内の自宅から離れているために管理が難しいことから、これを手放し、市内において新店舗を建築しようと計画をされたものです。今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第116号について説明します。

1番については、申請地が土地改良事業実施区域内農地であることから、これを1種農地と判断します。

今回の転用目的は、農家分家住宅とするためであり、集落との接続要件も満たしていることから、転用はやむを得ないと判断します。

2番については、申請地が土地改良事業実施区域内農地であることから、これを1種農地と判断します。

今回の転用目的は、農機具格納庫敷地とするものであり、周辺の農地に及ぼす影響はないと思われ、転用はやむを得ないと判断します。

3番については、申請地が10ha以上の一団の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

今回の転用目的は、農機具格納庫及び資材置場であり、周辺の農地に及ぼす影響はないと思われ、転用はやむを得ないと判断します。

4 番については、申請地が住宅用地の連たんしている土地に近接した農地であることから、これを 2 種農地と判断します。

今回の転用目的は、美容院敷地とするものであり、別段問題ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第 116 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第 116 号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

－ （議案第 117 号 説明・表決） －

議長（舟木会長）

次に、議案第 117 号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（福井）

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は 1 議案 134 件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

それでは直ちに採決します。

議案第117号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

挙手全員であります。

よって、議案第117号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

議長(舟木会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第28回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時21分

その他報告事項

次回開催場所と時刻について

総会開催日：平成26年5月7日(水)午後2時から
射水市役所 布目庁舎301号会議室

農業委員会視察研修会について

議 長 舟木 康真

署名委員 三島 博

署名委員 大松 治雄

第二十八回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十六年四月十日
至 平成二十六年五月一日